

## 旭川市市民活動交流センター条例

平成21年9月18日

条例第43号

(設置)

第1条 本市は、市民が自主的に社会のために行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）を支援するとともに、市民の交流及び協働を促進し、もって活力ある地域社会の形成及び市民主体のまちづくりの実現に寄与するため、旭川市市民活動交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、旭川市宮前通東とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談
- (2) 市民活動に関する学習の機会の提供
- (3) 市民活動に関する交流及び協働の促進
- (4) その他市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたとき、又は第6条第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつて、あらかじめ市長の承認を受けたときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日 毎月第2及び第4月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）並びに12月30日から翌年の1月4日まで

(使用期間の制限)

第5条 センターの各施設を引き続き使用できる期間は、7日以内とする。ただし、次条第1

項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定するセンターの事業に関すること。
- (2) センターの使用の承認等に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(使用の承認等)

第7条 センターの各施設を独占的に使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるとき。
- (3) その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金の納入)

第8条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

(利用料金の設定基準等)

第9条 前条の利用料金は、別表に規定する利用料金設定基準により、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、センターの使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月29日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

利用料金設定基準

1 利用料金は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。

区 分		単 位	金 額	
			市民活動団体等	一 般
屋内	会議・研修室1	1時間につき	円 200	円 400
	会議・研修室2	1時間につき	230	460
	作業・打合せ室	1時間につき	100	200
	事務作業室	1時間につき	70	140
	ホール	1時間につき	880	1,760
	上記以外の施設	1平方メートル1時間につき	4	8
屋外	屋外広場	1時間につき	50	100
	上記以外の施設	1平方メートル1時間につき	1	2

備考

- 1 「市民活動団体等」とは、本市の区域内で市民活動を行っている団体又は個人で、市長の定めるところにより、あらかじめ指定管理者が認めたものをいう。
  - 2 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
  - 3 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に定める利用料金については、指定管理者が市長の承認を得て別に設定することができる。
- (1) 午前9時から午後10時までを通して使用する場合の利用料金
  - (2) 会議・研修室1と会議・研修室2とを併せて1室として使用する場合の利用料金
  - (3) 備付設備の利用料金
  - (4) 営利を目的とする行事等について使用する場合の利用料金
  - (5) 冷暖房料